

平成28年10月 社会保険(健康保険)改正について

パート勤務の方等で、一定の要件を満たす方は配偶者等の健康保険の被扶養者となり、健康保険料を支払っていない(給与から天引きされていない)方も多いのではないのでしょうか。その健康保険の扶養に入るための要件が10月より見なおされます。今回はその要件がどのように変わるかについて触れたいと思います。

📌 扶養に入るための要件

	改正前(現在)	改正後(平成28年10月以降)
所定労働時間	週30時間未満	週20時間未満
収入要件	年収130万円未満(*1)	月額 88,000円未満(*2)
	被保険者(配偶者等)の年収の半分未満	被保険者(配偶者等)の年収の半分未満

*1 年齢60歳以上の方は180万円未満

*2 賞与、通勤手当、残業代は含まれません。

(社会保険加入者の報酬月額計算には通勤手当を含みます。)

上記要件を満たさない方でも、1年未満の短期雇用の方、学生の方については引き続き健康保険の扶養に入れる場合があります。

上記改正の適用は、労働者を常時501人以上雇用している会社に勤務している方に限られます。

健康保険の扶養から外れると別途、国民健康保険への加入が必要となります。

さらに、配偶者の厚生年金の扶養となっている方(第3号被保険者)で、

健康保険の扶養から外れた方については、厚生年金の扶養も自動的に外れてしまうため、新たに国民年金保険料の負担が必要となります。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。